

監査公告第 5 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による病院管理部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 24 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

病院管理部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和2年5月11日から令和2年6月10日まで

第3 監査の対象

加賀市医療センター（病院管理部）

第4 監査の着眼点

- (1)財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2)行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3)未収金対応について、回収業務委託の契約方法が適切か、進捗管理が適切に行われているか。
- (4)出納取扱金融機関等の検査について、事務が適法に行われているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務事務の執行、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管業務の執行状況について聴取した。（聴取内容の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導した。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

病院管理部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 出納取扱金融機関等の検査について
2. 医師確保について
3. 未収金の対応について
4. 債権回収業務委託について
5. 未収金の管理について
6. 医療関係者のマスク提供について
7. 人材派遣の利用状況について
8. 契約の方式について